

葉栗連区地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、葉栗連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は地域で各種共同活動を行い、地域住民の福祉の向上と健康の増進を図り、安全安心な住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者及び障がい者福祉に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) 地域の情報及び活動を周知する事業
- (9) その他地域の発展に寄与する事業

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、葉栗出張所内に置く。

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 会計 | 2名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 部会長 | 4名 |

- 2 会長は、町会長連区代表者（連区長）経験者から総会において選任する。
- 3 第1項第2号から第7号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。
- 4 監事とその他の役員は相互に兼ねることができない。
- 5 必要に応じ、役員会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

（役員職務）

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の業務及び審議に参画する。
- (4) 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う会計事務を担当する。
- (6) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (7) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

（役員任期）

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長に選任された期間を通じて4年である者に限り、再任することができない。
- 3 前項1項の規定にかかわらず、町会長連区代表者（連区長）で副会長に選任された者は、選任された期間を通じて4年である者に限り再任することができない。
- 4 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

（会議）

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会及び部会とする。

（総会）

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であって、役員及びその他別に定める協議会部会員名簿の部会員（以下、「部会員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。なお、総会の議長は、会長が務めるものとする。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会の会長、副会長、理事、書記、会計、監事及び部会長を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他協議会に関する重要事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、常設の議決機関で、役員をもって構成し、会長が召集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、部会長をもって構成し、会長が召集する。

2 幹事会は、次の事項を協議する。

- (1) 役員会に諮る事業計画、予算の調整に関すること。
- (2) 新規事業の構築・立案に関すること。
- (3) 加盟団体及び各部会からの提案事項に関すること。
- (4) その他会務の調整に関すること。

(部会)

第13条 部会は、安全安心部会、ふれあい福祉部会、生涯健康部会、広報部会の4つの部会とし、必要に応じて部会長が召集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

(定足数等)

第14条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。

2 会議に出席できない構成員は、他の構成員にその権限の行使を委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

第4章 会計

(会計)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入をもって充てる。

(帳簿の整備)

第16条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 葉栗連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第17条 監事は、当該年度の会計の監査を行い、役員会の承認を得て、総会に報

告する。

第5章 その他

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

2 協議会の設立総会において選任された役員及び設立総会以後平成25年3月31日までの間に選任された役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。ただし、同条第2項の規定の適用については、平成25年3月31日までの期間は算入しないものとする。

別表（第5条関係）

一宮市社会福祉協議会葉栗支会	葉栗連区児童育成協議会
葉栗連区町会長会	一宮市AV技術者の会葉栗支部
葉栗連区民生児童委員協議会	葉栗小学校
葉栗公民館	葉栗北小学校
葉栗商工発展会	葉栗中学校
葉栗連区老人クラブ連合会	葉栗小学校PTA
葉栗連区防犯委員会	葉栗北小学校PTA
葉栗連区交通安全会	葉栗中学校PTA
葉栗北部消防団	葉栗連区学校外活動推進委員会
葉栗南部消防団	葉栗連区遺族会
葉栗連区自主防災推進連絡協議会	葉栗連区保護司会
葉栗連区資源回収推進協議会	一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会葉栗支部
葉栗連区廃棄物減量等推進員会	葉栗児童館
人権擁護委員	葉栗北児童クラブ
光明寺サクラを守る会	葉栗防犯パトロール隊

合計30の各種団体

付 則

1 この会則は、平成24年12月14日から施行する。

付 則

平成25年5月10日改正（第14条第2項の改正）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

平成27年3月27日改正（第5条第1項、第6条の改正）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

平成28年5月13日改正（第8条3項の追加）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

平成30年4月1日団体名称変更

〈新〉葉栗連区防犯委員会 〈旧〉一宮市防犯協会葉栗支部

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

令和5年4月1日団体名追加（葉栗防犯パトロール隊）

〈新〉葉栗連区防犯委員会 〈旧〉一宮市防犯協会葉栗支部

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

令和5年5月9日団体名称変更

〈新〉葉栗北児童クラブ 〈旧〉葉栗北校下児童クラブ

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

令和6年3月29日改正（第5表別表 団体名削除及び名称変更）

削除団体名 一宮市赤十字奉仕団葉栗分団

団体名変更 （新）光明寺サクラを守る会

（旧）光明寺緑地保全会

第9条（会議）一部改正とそれに伴う第12条（幹事会）の新設。

以降各条繰下げ

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

令和7年3月28日改正（第5表別表 団体解散及び新団体設立に伴う改正）

解散団体名 葉栗連区防災推進協議会

// 葉栗連区自主防災会連絡協議会

設立団体名 葉栗連区自主防災推進連絡協議会

この改正は、令和7年4月1日から施行する。